

3. 具体的行動計画について

3.1 目標年次

水流実態解明プロジェクトでは、各関係行政が5ヵ年程度の短期的に実施する具体的な行動計画を設定ことを方針としていることから、本行動計画においては、平成23年度から5年後の平成27年度末を目標年次と設定する。

3.2 重点施策における目標設定

「2. 重点施策の設定」に示したとおり、本行動計画は小流域毎に設定した「重点施策」の推進に注力し策定する。

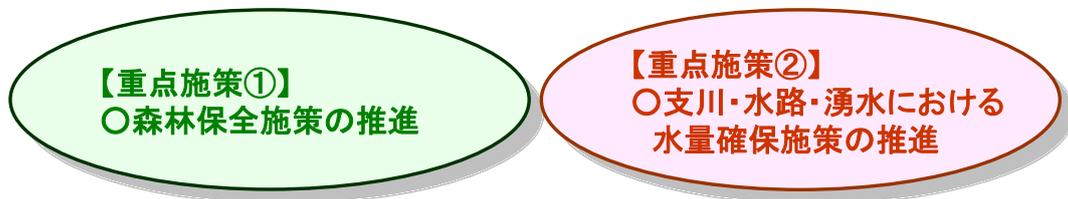


図3 行動計画策定における「重点施策」

3.2.1 重点施策①「森林保全対策の推進」目標設定

多摩川流域の森林地域は流域の約62%を占めており、水源涵養機能や土砂災害防止等の多面的な役割において、多摩川流域の水流を構成する要素として非常に重要な位置づけであるといえる。一方で森林地域の現状は、林業従事者の減少や後継者の不足等に起因する森林の荒廃が深刻な状況となっております、緊急の対策が必要な状況となっている。（自治体担当者からは「10年・20年後には森林が崩壊する」との意見もある。（行動指針/計画P2-115参照）

森林保全対策の推進において現段階で抱える課題としては以下が挙げられる。

- ◆ 林業従事者の不足による森林荒廃の拡大（維持管理が困難）
- ◆ 森林の現状（荒廃状況、樹種分布、保全対策状況）において不明な点が多い
- ◆ 森林機能の重要性の認識不足

抜本的な森林保全対策としては、「新たな森林・林業基本計画（H18林野庁）」等にも示されるような、「林業の持続的かつ健全な発展」を推進することが重要であることが認識されるが、現行の社会情勢等を踏まえると短期間で目標を達成することは難しいと想定される。

今年度策定を予定する5ヵ年の行動計画においては、抜本的な林業育成対策推進を念頭に置きながら、維持管理や意識啓発、可能な限りの森林整備に重点を置いた施策を推進することを目標とする。

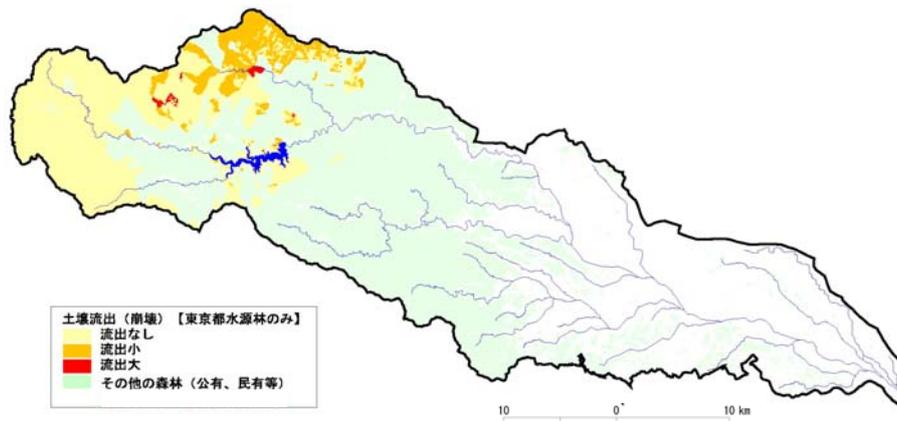


図 4 土砂崩壊地の空間分布図（東京都水源林内のみデータあり）

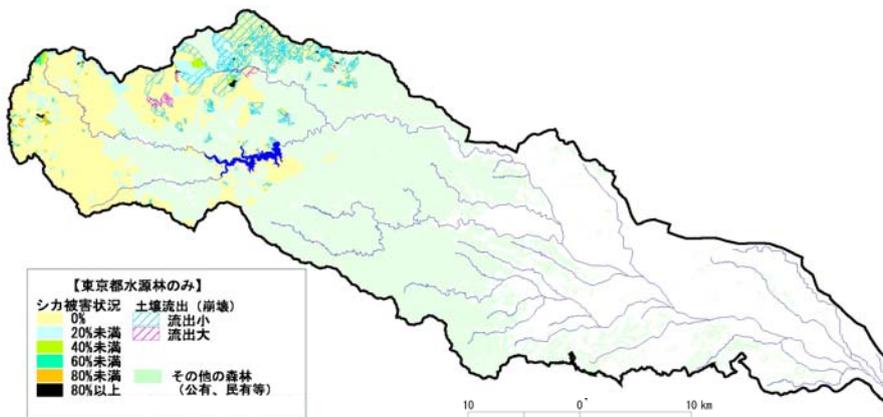


図 5 シカの食害状況と土壌流出状況（東京都水源林内のみデータあり）

(1) 行動計画策定方針

以上を踏まえ、「森林保全対策の推進」における行動計画策定方針は以下のとおりとする。

- ① 現状把握(可視化)・維持管理体制構築推進
- ② 現状を踏まえた可能な限りの森林整備の推進
- ③ 森林保全に対する意識啓発活動の推進
- ④ 林業育成施策の推進

図 7 「森林保全対策推進」における行動計画策定方針

(2) 関連自治体

「森林保全対策の推進」を重点施策とする関係自治体一覧を表 2に示す。

表 2 「森林保全対策の推進」における関連自治体一覧

対象小流域	関連自治体
多摩川源流域	甲州市、丹波山村、小菅村、奥多摩町
秋川・平井川流域	檜原村、あきる野市、日の出町
	(上記以外の施策を推進している自治体も含む)

(3) 施策内容と目標設定

前頁に示す行動計画策定方針に従い設定した具体的な行動計画（施策内容とその評価指標・設定された目標）について、各自治体が設定する事項を次頁の表 3に、京浜河川事務所が設定する事項を次頁の表 4に示す。

表 3 「森林保全対策の推進」における行動計画（各自治体）

重点施策	具体的施策内容		自治体名	行動計画内容	
	分類	方針との対応 施策内容			
○森林保全 対策の推進	ハード 整備	②	山腹工の実施 (土留工、法切工、緑化工、落石防止工等)	小菅村 村内の崩壊地に対し、山腹工施工を継続的に実施する	
			丹波山村 村内の崩壊地に対し、山腹工施工を継続的に実施する		
		森林造成(植林)	武蔵野市 奥多摩・ウスバ地区の再生活動を行っている		
		保育 (除伐、本数調整伐、受光伐)	小菅村 森林間伐等保育対策を継続的に推進する。		
			あきる野市 森林間伐等保育対策を継続的に推進する		
			八王子市 森林間伐等保育対策を継続的に推進する。		
		管理道路の整備推進	小菅村 低コストの林内路網の設置を計画的に推進する		
			あきる野市 林道の開設・改良を推進する。(3箇所予定)		
	日の出町 林道の開設、改良を推進する(2箇所予定)				
	ソフト 整備	①	多摩川流域森林 マップの作成	甲州市 奥多摩町 丹波山村 日の出町 小菅村 多摩川源流協議会においてマップ作成に関する検討を進める (東京都事業とも連携)	
			ボランティアを活用した 森林保全制度の確立	小菅村 企業の森づくり・流域市民や団体による森林再生を実施する(JTの森)(年12回)	
				丹波山村 企業の森づくり事業による森林再生を実施する(年8回)	
			森林保全への民間資本 導入体制の構築	小菅村 今後も継続的に森林保全への民間資本導入を図る (実績:4社 5,500,000円)	
				丹波山村 今後も継続的に森林保全への民間資本導入を図る (実績:2社 約4,000,000円)	
		森林保全関連基金 ・税制の導入	奥多摩町 日の出町 青梅市 檜原村 あきる野市 八王子市 羽村市 福生市 瑞穂町 全国森林環境税創設促進連盟を通じて、 森林保全のための財源確保の制度化に向けて取り組みを推進する		
		シカ頭数の適正管理の推進	甲州市 山梨県が定めた特定鳥獣保護管理計画に基づき、個体数の削減を図る。		
		③	啓発を目的としたイベント (勉強会等)の開催	八王子市 八王子市林業研究会と連携を図り、間伐、椎茸の種菌、木工クラフト等のイベントを実施。	
			後継者育成施策の推進	日の出町 林業研究会への継続的な支援(補助金交付) (実績:59,000円(H19))	
		④	小菅村 人材育成研修会の継続的開催(年2回)		
			小菅村 木づかい保健室プロジェクトの推進(学校の保健室を間伐材を活用してリフォーム)		
			間伐材等の木材有効 利用の推進	丹波山村 今後も間伐材の有効利用を推進する (実績:クラインガルテン建設(H21))	
				武蔵野市 市立公園等において積極的に利用を推進する	
			地元木材利用推進 施策の推進	小菅村 村のヒノキを「大菩薩ヒノキ」と命名し、ブランド化を図る	
		日の出町 町営住宅等への利用推進			
	檜原村 ・地場産材活用対策作業道開設事業:間伐材の利用促進の為、搬出道の整備補助推進(H20年度より) ・地場産材活用対策奨励事業:間伐材を搬出する為の費用への補助推進(H19実績:17件 656㎡) ・地場産材活用促進事業:地場産材を利用した住宅建設への補助推進(H19実績:3件 50㎡)				
	あきる野市 地場産材活用対策事業補助金事業:地場産材を利用した住宅リフォームへの補助推進(平成23年6月末45件)、公共施設への利用推進				
	なお、東京都関係市町村(奥多摩町、檜原村、あきる野市、日の出町)については、上記以外に、東京都受託事業による森林保全対策の推進を継続的に図る。				

表 4 「森林保全対策の推進」における行動計画（京浜河川事務所）

重点施策	具体的施策内容		具体的行動目標 (5ヵ年)	
	分類	方針との対応 施策内容		
○森林保全 対策の推進	ソフト 整備	①	各自治体提供の森林マップの一元管理とその公表 (水流実態解明データベースシステムの活用)	1回/年の頻度で、更新・公表を実施する (流域委員会・協議会等でも公表)
		②	各自治体提供情報による「市民連携PRシート」の更新とその公表	1回/年の頻度で、更新・公表を実施する (流域委員会・協議会等でも公表)
		③	水流キャラバン等による、上下流連携を意識した森林関連勉強会・見学会の実施	3回/5年間の頻度で実施する
			HPやパンフ等を活用した、各自治体の施策実施状況の公表	各自治体の施策実施状況をHPや各種イベント・会議を通じてプロジェクトの成果として公表する
		④	水循環モデルや現場調査等に基づいた、森林保全による水流改善効果の定量評価に関する調査研究推進	調査研究を継続的に実施し、適宜成果を公表する

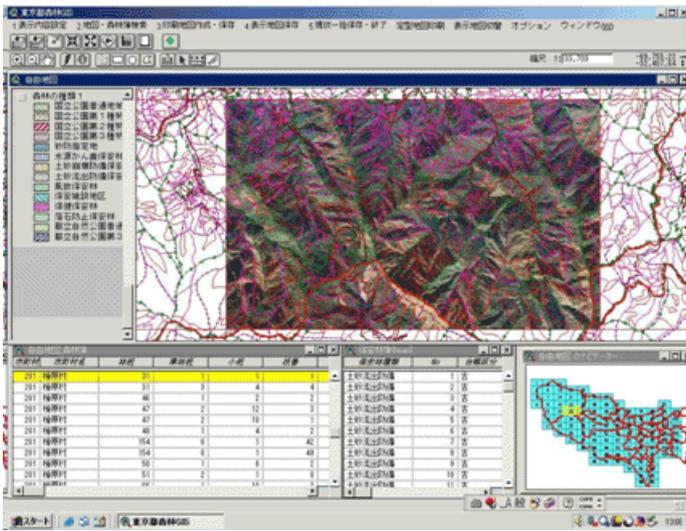
表 5 自治体別行動計画一覧

自治体名：		甲州市	
重点施策	具体的施策内容		具体的行動目標（5カ年）
	分類	施策内容	
○森林保全 対策の推進	ソフト 整備	多摩川流域森林マップの作成（官・民区分 土砂崩壊分布図、シカ食害分布図等） 山梨県が定めた特定鳥獣保護管理計画に基づき、個体数の削減を図る。	多摩川流域協議会においてマップ作成に関する検討を進める
自治体名：		丹波山村	
重点施策	具体的施策内容		具体的行動目標（5カ年）
	分類	施策内容	
○森林保全 対策の推進	ハード 整備	山腹工の実施 （土留工、法切工、緑化工、落石防止工等）	村内の崩壊地に対し、山腹工を継続的に実施する
	ソフト 整備	多摩川流域森林マップの作成（官・民区分 土砂崩壊分布図、シカ食害分布図等）	多摩川流域協議会においてマップ作成に関する検討を進める
		ボランティアを活用した 森林保全制度の確立	企業の森づくり事業による森林再生を実施する（年8回）
		森林保全への民間資本導入体制の構築 間伐材等の木材有効利用の推進	今後も継続的に森林保全への民間資本導入を図る（実績：2社 約4,000,000円） 今後も間伐材の有効利用を推進する（実績：グラインガルテン建設（H21））
自治体名：		小菅村	
重点施策	具体的施策内容		具体的行動目標（5カ年）
	分類	施策内容	
○森林保全 対策の推進	ハード 整備	山腹工の実施 （土留工、法切工、緑化工、落石防止工等）	村内の崩壊地に対し、山腹工を継続的に実施する
		保育（除伐、本数調整伐、受光伐）	森林間伐等保育対策を継続的に推進する。
		管理道路の整備推進	低コストの林内路網の設置を計画的に推進する
	ソフト 整備	多摩川流域森林マップの作成（官・民区分 土砂崩壊分布図、シカ食害分布図等）	多摩川流域協議会においてマップ作成に関する検討を進める
		ボランティアを活用した 森林保全制度の確立	企業の森づくり・流域市民や団体による森林再生を実施する（JTの森）（年12回）
		森林保全への民間資本導入体制の構築 啓発を目的としたイベント （勉強会等）の開催	今後も継続的に森林保全への民間資本導入を図る（実績：4社 5,500,000円） 人材育成研修会の継続的開催（年2回）
	間伐材等の木材有効利用の推進	木づかい保健室プロジェクトの推進（学校の保健室を間伐材を活用してリフォーム）	
	地元木材利用推進施策の推進	村のヒノキを「大菩薩ヒノキ」と命名し、ブランド化を図る	
自治体名：		奥多摩町	
重点施策	具体的施策内容		具体的行動目標（5カ年）
	分類	施策内容	
○森林保全 対策の推進	ソフト 整備	多摩川流域森林マップの作成（官・民区分 土砂崩壊分布図、シカ食害分布図等）	多摩川流域協議会においてマップ作成に関する検討を進める
		森林保全関連基金・税制の導入	全国森林環境税創設促進連盟を通じて、森林保全のための財源確保の制度化に向けて取り組みを推進
自治体名：		日の出町	
重点施策	具体的施策内容		具体的行動目標（5カ年）
	分類	施策内容	
○森林保全 対策の推進	ハード 整備	管理道路の整備推進	林道の開設、改良を推進する（2箇所予定）
		多摩川流域森林マップの作成（官・民区分 土砂崩壊分布図、シカ食害分布図等）	多摩川流域協議会においてマップ作成に関する検討を進める （東京都専業と連携）
	ソフト 整備	森林保全関連基金・税制の導入	全国森林環境税創設促進連盟を通じて、 森林保全のための財源確保の制度化に向けて取り組みを推進する （実績：59,000円（H19））
		後継者育成施策の推進 地元木材利用推進施策の推進	林業研究会への継続的な支援（補助金交付） 町営住宅等への利用推進
自治体名：		檜原村	
重点施策	具体的施策内容		具体的行動目標（5カ年）
	分類	施策内容	
○森林保全 対策の推進	ソフト 整備	森林保全関連基金・税制の導入	全国森林環境税創設促進連盟を通じて、 森林保全のための財源確保の制度化に向けて取り組みを推進する
		地元木材利用推進施策の推進	・地場産材活用対策作業道開設事業：間伐材の利用促進の為、搬出道の整備補助推進 （H20年度より） ・地場産材活用対策奨励事業：間伐材を搬出する為の費用への補助推進 （H19実績：17件 656㎡） ・地場産材利用促進事業：地場産材を利用した住宅建設への補助推進 （H19実績：3件 50㎡）
自治体名：		八王子市	
重点施策	具体的施策内容		具体的行動目標（5カ年）
	分類	施策内容	
○森林保全 対策の推進	ハード 整備	保育（除伐、本数調整伐、受光伐）	森林間伐等保育対策を継続的に推進する。
	ソフト 整備	森林保全関連基金 ・税制の導入 啓発を目的としたイベント （勉強会等）の開催	全国森林環境税創設促進連盟を通じて、 森林保全のための財源確保の制度化に向けて取り組みを推進する 八王子市林業研究会と連携を図り、間伐、椎茸の圃園、木工クラフト等のイベントを実施。
自治体名：		武蔵野市	
重点施策	具体的施策内容		具体的行動目標（5カ年）
	分類	施策内容	
○森林保全 対策の推進	ハード 整備	森林造成（植林）	奥多摩・ウスバ地区の再生活動を行っている
	ソフト 整備	間伐材等の木材有効利用の推進	市立公園等において積極的に利用を推進する
自治体名：		あきる野市	
重点施策	具体的施策内容		具体的行動目標（5カ年）
	分類	施策内容	
○森林保全 対策の推進	ハード 整備	保育（除伐、本数調整伐、受光伐）	森林間伐等保育対策を継続的に推進する
		管理道路の整備推進	林道の開設・改良を推進する。（3箇所予定）
	ソフト 整備	森林保全関連基金・税制の導入	全国森林環境税創設促進連盟を通じて、 森林保全のための財源確保の制度化に向けて取り組みを推進する
		地元木材利用推進施策の推進	地場産材活用対策事業補助金事業：地場産材を利用した住宅リフォームへの補助推進（平成23年6月 末45件）、公共施設への利用推進

(4) 多摩川流域における森林保全対策事例紹介

森林保全施策の事例 1											
施策名	企業と協働した森林保全対策の推進										
実施行政団体	小菅村										
概要	<p>小菅村とJTが協働で「針葉樹の混交林化による水源涵養機能の向上」を目的として、森林保全活動を実施しています。活動はJTの社員や家族、地元ボランティアの方々を中心に実施しており、植林だけでなく間伐、枝打ち、下草刈りも実施しています。また、活動期間終了後も、地元の方々の力で森林を維持していけるよう、森林保全に必要な作業道造営なども実施しています。</p> <p style="text-align: center;">＜活動概要＞</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>場 所</td> <td>山梨県北都留郡小菅村</td> </tr> <tr> <td>活動概要</td> <td>水源林の混交林化</td> </tr> <tr> <td>面 積</td> <td>約13ヘクタール(5年間にわたり植林)</td> </tr> <tr> <td>植林本数</td> <td>約3,000本(ケヤキ、モミジなどの広葉樹)</td> </tr> <tr> <td>活動期間</td> <td>5年間(2006年5月～) (JTグループ社員とその家族が、「春に植林」「秋に下草刈り」といったサイクルで植林/森林保全活動)</td> </tr> </table> 	場 所	山梨県北都留郡小菅村	活動概要	水源林の混交林化	面 積	約13ヘクタール(5年間にわたり植林)	植林本数	約3,000本(ケヤキ、モミジなどの広葉樹)	活動期間	5年間(2006年5月～) (JTグループ社員とその家族が、「春に植林」「秋に下草刈り」といったサイクルで植林/森林保全活動)
場 所	山梨県北都留郡小菅村										
活動概要	水源林の混交林化										
面 積	約13ヘクタール(5年間にわたり植林)										
植林本数	約3,000本(ケヤキ、モミジなどの広葉樹)										
活動期間	5年間(2006年5月～) (JTグループ社員とその家族が、「春に植林」「秋に下草刈り」といったサイクルで植林/森林保全活動)										

森林保全施策の事例 2	
施策名	山腹工の実施
実施行政団体	小菅村
概要	<p>小菅村では、台風時の影響で崩壊した森林斜面等に対して山腹工を実施するなど、森林保全・再生に向けた着実な取り組みを実施しています。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>(施工前)</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>(施工後)</p>  </div> </div>

森林保全施策の事例 3	
施策名	東京都森林 GIS の構築
実行政団体	東京都森林事務所
概要	<p>東京都森林事務所では、従来紙での地図情報を電子データとして統合的に管理することを目的として、森林計画関係の情報を集約した「東京都森林 GIS」を構築し、平成 14 年度より稼働を開始しています。</p> <p>GIS の利用により、「森林の所在」、「伐採規制に関する情報」等を検索し、表示・集計することができます。</p> <p>今後、森林林業分野で GIS を利用することで以下のようなことが可能になります。</p> <p>1. 森林現況の把握、機能評価</p> <p>空中(衛星)写真判読、施業履歴等の情報により、現在の森林の状況を的確に捉え、標高、傾斜、地形、土壌等のパラメータを使用し、森林の持つ機能を評価します。</p> <p>2. 将来計画の策定、シミュレーション</p> <p>治山・林道の施工台帳から施設の位置を表示し、林道路網の計画の策定や架線集材等のシミュレーションをすることが出来ます。</p> <p>東京都森林事務所では、上記のようなGISの利用を目指し、他事業や他部署所管関連情報との関連付け(リンク)、プログラムのバージョンアップ等を行う等いくつかの課題を解決しながら、情報の即時性、正確性の向上に努め、インターネット公開型のGISの整備に向けて展開していきます。</p>
	 <p>The screenshot shows the Tokyo Forest GIS application. The main window displays a map of forest areas with various colored overlays representing different forest types and management zones. On the left, there is a legend with various categories like 'National Public Forest', 'Prefectural Public Forest', etc. Below the map, there are several data tables showing forest statistics and management information. The interface is typical of a GIS application from the early 2000s.</p>
	<p>図 東京都森林 GIS</p> <p>(出典: 東京都森林事務所 HP http://www.forestry-office.metro.tokyo.jp/)</p>

森林保全施策の事例 4

施策名 源流再生プロジェクト

実行政団体 小菅村

概要

【木づかい研究室・森林再生研究室】

地元の間伐材を活用した学校の保健室を建設する「木づかい保健室プロジェクト」を推進しており、その資金が源流の森へ還流する仕組みづくりを行っている。(木づかい保健室プロジェクトは、平成 20 年に村内の 2 小学校で実施され、平成 21 年度以降は、狛江市、川崎市、大田区でモデル事業が開始されることとなっている。)

また、村有林の急峻な地形に適した路網技術である大橋式作業道をモデル的に整備し、この作業道を設置できる人材を育成する取組みを実施している。(平成 20 年度に村有林の本線 700m、支線の 200m に対して作業道を開設)

【源流資源の循環・活用・交流プロジェクト】

村内の多様な資源を発掘し、小菅村の特産物を活用した新商品の開発を行っている(イワナの新鮮な食管の商品化。ワサビは村の手作り味噌を利用した商品開発等)。

【源流健康づくり・源流物語創出プロジェクト】

源流健康研究室の活動として高齢者の健脚度調査の実施。源流大学と連携した元気高齢者の要因分析。健康づくりの普及と交流への活用を実施している。

また、地域の生活文化の調査・研究・源流文化や源流景観の可視化、源流ライセンス・源流ミュージアム等を通して情報の共有・ネットワーク化を実施することにより、観て、語り、体験できる源流物語の創出を推進している(源流物語創出プロジェクト)。(源流の良質なヒノキを「大菩薩ヒノキ」と命名)

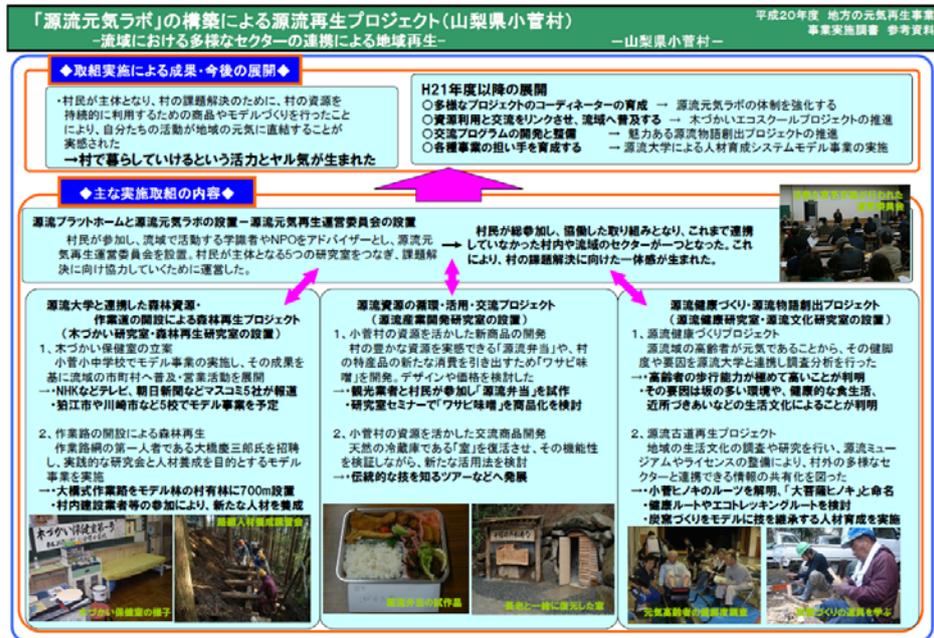


図 源流再生プロジェクト概要
 (出典:平成 20 年度 地方の元気再生事業 事業実施調査より)

森林保全施策の事例 5	
施策名	花粉発生源対策
実施行政団体	東京都森林事務所
概要	<p>首都圏では約4人に1人が花粉症に苦しんでいる状況にあることを踏まえ、八都県市(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市)が共同して広域的な対策を推進するとともに、都民や民間企業の参加を図りつつ、都独自の予防・治療対策、花粉発生源対策に取り組んでいる。</p> <p>【長期的な花粉発生源対策】</p> <p>◇ 多摩地域のスギやヒノキの人工林を、持続的に木材生産を行う生産型森林と、奥山などの保全型森林とに区分し、それぞれに応じた花粉発生源対策を推進することで、多摩地域から発生するスギ花粉の量を10年間で2割削減する。</p> <p>〔生産型森林における取組〕 (12,000ha)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 都独自の花粉発生源対策として、スギ林等の主伐を実施し、花粉の少ないスギ等を植栽することにより樹種変更を図る。 ■ 伐採した木材を公共事業や住宅に幅広く活用するなど木材需要の拡大を図るとともに、作業道や木材加工施設の整備等林業の効率化・高付加価値化を進め、東京の林業を再生し、森林の伐採・育成が自立的に進むようにする。 <p>〔保全型森林における取組〕 (18,000ha)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ これまでの森林再生事業による間伐に加え、強度の枝打ちや小面積伐採後の広葉樹植栽により針広混交林化を促進する。 ■ 一般の間伐に比べ、作業の手間がかからない巻き枯らし間伐のモデル事業を実施し、その効果や課題を検証する。 <div style="text-align: center;"> <p>< 終戦直後 > < 現在 ></p> <p>■ 針葉樹 ■ 広葉樹</p> <p>現在、多摩の森林の約6割がスギ林</p> </div> <p>多摩地域にある森林の多くは、戦後に経済性を重視して植林されたスギ林である。木材価格が下がったことで、木を切って新しい木に植替えする作業が遅れるようになり、花粉を多く発生するスギ林が増加した。</p> <p>↓</p> <p>今後「花粉の少ない森」に変えていく</p> <p>(出典:東京都 花粉症対策本部 HP より) (http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/norin/kafun/sugikafun.html)</p>

3.2.2 重点施策②「支川、水路、湧水における水量確保施策の推進」目標設定

都市化が進行した河川流域において、水循環健全化（流出抑制、平常時河川流量・湧水量回復等）に向けた対策として、今までも雨水浸透対策が進められてきている。

水循環・水環境改善における根幹の対策としては、表面水を地下へ円滑に浸透させることであり、本プロジェクトにおいても、雨水浸透対策の推進は重要な位置づけとなる。

さらに、多摩川流域には、国分寺崖線や立川崖線、多摩丘陵などの崖線から湧出する多くの湧水がある。それは、生物・自然環境の多様性を育む場、人との繋がりを育む文化的側面を有する場として、流域のシンボリック的位置に認識されていることから、浸透対策等による湧水保全対策の推進は多摩川流域において重要な対策である。

一方で、雨水浸透対策の推進において現段階で抱える課題としては以下が挙げられる。

- ◆ 住民や関係者に対する施策推進の意識啓発
- ◆ 住民や関係者にわかりやすい施設効果の提示
- ◆ 各自治体における目標値の設定

(1) 行動計画策定方針

以上を踏まえ、今年度策定予定の5ヵ年の行動計画においては、以下に示す項目を策定の基本方針として設定することを目標とする。

- ① 各自治体における不浸透面積削減を目標とした着実な雨水浸透対策の推進
 - ② 湧水状況・メカニズムの解明(涵養域の調査等)
 - ③ 雨水浸透対策・湧水保全に対する啓発活動の推進
 - ④ 湧水保全(水脈確保)の推進

図 8 「支川・水路・湧水における水量確保施策の推進」における行動計画策定方針

(2) 関係自治体

「支川・水路・湧水における水量確保施策の推進」を重点施策とする関係自治体一覧を表 5 に示す。

表 5 「支川・水路・湧水における水量確保施策の推進」における関係自治体一覧

対象小流域	関連自治体
多摩川上流域	青梅市、羽村市、福生市、昭島市
多摩川中流域	国立市、多摩市、府中市、稲城市
多摩川下流域	狛江市、川崎市、世田谷区、大田区
浅川流域	八王子市、日野市
残堀川流域	瑞穂町、武蔵村山市、立川市
野川・仙川流域	国分寺市、小金井市、三鷹市、調布市、小平市、武蔵野市

(3) 目標の設定方針

重点施策②「支川, 水路, 湧水における水量確保施策の推進」において最も重要となる施策は「雨水浸透対策」が位置付けられるが、流域の市街地の殆どが民有地であることから、自治体が施設設置を推進するのみでは不十分であり、流域住民が施策を推進することが不可欠である。

本行動計画では、「流域住民が現状よりもさらに施設設置を推進する枠組みを構築する」ことを目的として、以下の方針に従い目標設定を行うものとする。

- 今後5年間の雨水浸透対策の目標設定にあたっては、自治体が設置する施設だけでなく、流域住民の努力により施設設置が推進される規模も含めた総合的な目標を設定する。
(各自治体が設定している事業計画とは異なり、流域住民の努力も含め達成される計画とする)
- 上記目標を達成するための枠組みとして、流域住民が施設設置を推進する枠組み（ソフト対策・規制等）の拡充を目標に含めるものとする。

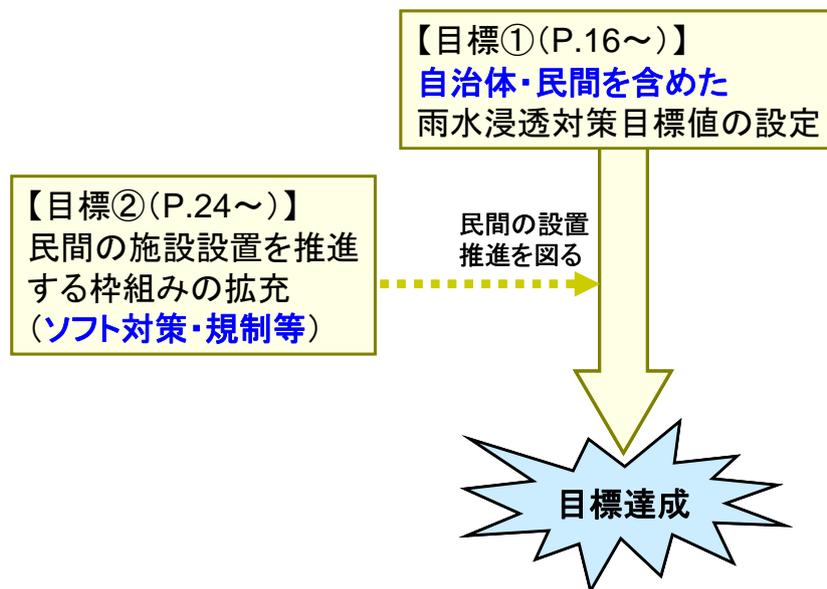


図 9 重点施策②「支川, 水路, 湧水における水量確保施策の推進」における目標設定イメージ

(4) 施策内容と目標設定（雨水浸透対策）

雨水浸透対策における目標設定については、下記2つの方針に従いより目標値が高くなる数値を採用することとした。

- 各自治体からのアンケート結果による目標値設定
- 既往実績データ（東京都貯留浸透データ、川崎市透水性舗装実績データ）を用いた過去のトレンドによる目標値設定

【各自治体アンケート結果による目標値設定】

各自治体からのアンケート結果による目標年次までの浸透対策規模結果を示す。

表 6 アンケート結果による目標年次までの浸透対策規模（各自治体全体の数値）

小流域	関係自治体	雨水浸透対策 行動計画(5カ年)(H27まで)					備 考
		宅地+公共公益施設			道路		
		マス (基)	トレンチ (m)	舗装 (m2)	マス (基)	舗装 (m2)	
多摩川源流域	甲州市	-	-	-	-	-	重点施策②の対象ではないため集計対象外
	丹波山村	-	-	-	-	-	
	小菅村	-	-	-	-	-	
	奥多摩町	-	-	-	-	-	
多摩川上流域	青梅市						1件につき4基のマスが設置されると仮定し、150件/5年⇒600基/5年と設定
	羽村市	600					
	福生市 昭島市						
多摩川中流域	国立市 多摩市						合流式下水道計画に規定した整備量と助成制度の実績トレンドから想定
	府中市	12,515	20,440				
	稲城市				900	900m2/5年の透水性舗装の実施を目標とする	
多摩川下流域	狛江市						
	川崎市 世田谷区 大田区						
	秋川 平井川 流域						
浅川流域	あきる野市 日の出町 桜原村	-	-	-	-	-	重点施策②の対象ではないため集計対象外
	日野市	160					
	八王子市	1,000			12,500	1件につき4基のマスが設置されると仮定し、40箇所/5年宅地・事業所において、350基/1年（補助事業）(H25までの3カ年分の約1000基を本計画の目標値とする)道路への浸水性舗装を12,500㎡（H21～H25）	
残堀川流域	瑞穂町 武蔵村山市 立川市						
	国分寺市	500					
	小金井市	10,958					
野川仙川流域	三鷹市	10,000					長期総合計画により毎年100基設置を目標とする H25までに65,604基(14,652棟)設置を目標とする ((65,604(H25)-56,838(H21))/4年間×5年間=10,958基) 三鷹市第4次基本計画策定における主要事業案では、10,000基/5カ年とし調書提出している。 H20年度に150基設置が目標。H20以降も同様のペースで進捗すると仮定
	調布市	750					
	小平市						
	武蔵野市						

【既往実績データを用いた過去からのトレンドによる目標値設定】

既往実績データは以下を用いた。

- ・ 東京都貯留浸透データ（東京都提供）1968年～2009年
- ・ 川崎市透水性舗装データ（川崎市提供）1986年～2009年

東京都貯留浸透データ（自治体・民間含む）や川崎市透水性舗装実績データは（川崎市については、自治体が設置する透水性舗装データのみであり、民間が設置する施設に関するデータは無い）、各施設の設置年度を含めた諸元が整理されている。これらの実績データのトレンドを用いることにより、目標年次における浸透施設規模を設定する。

設定にあたっては、単純トレンドを採用した場合には、各自治体が現在実施している制度や指導等を推進することにより概ね達成されることが想定される。

行動計画では、浸透施設設置を現行よりもさらに推進することを目的として、助成制度の強化や広報の推進・指導の強化などを位置付けている。このことから、目標年次までに現行の浸透施設普及制度を強化することにより、実績トレンド以上の浸透施設設置を図ることが計画作成にあたっては望ましい姿といえる。

よって、本計画における浸透施設の目標規模設定にあたっては、上記に示すような浸透施設設置推進に向けた努力目標を踏まえ、実績トレンドで設定される施設規模の2割増加を目標値として設定する。

トレンド推定にあたっては、至近年のデータとして2000年以降の10年間のデータを用いた。

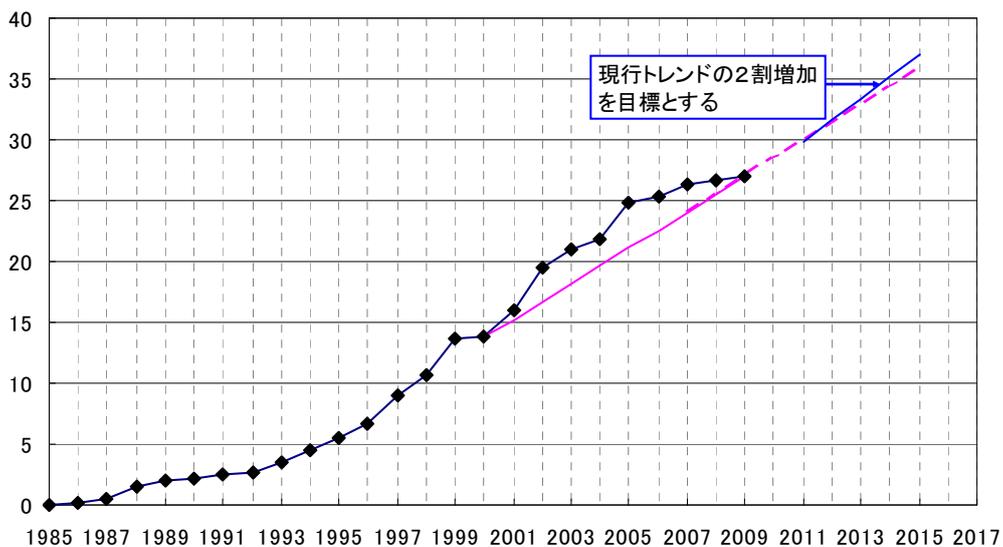


図 10 現行トレンドの2割増加のイメージ

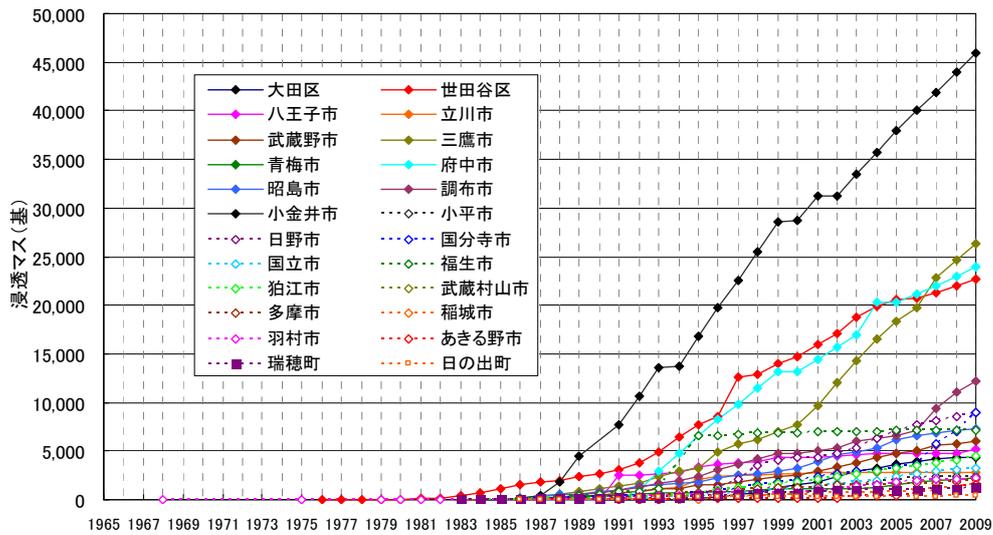


図 11 トレンド推定に用いる自治体別浸透施設設置状況時系列グラフ（浸透マス）

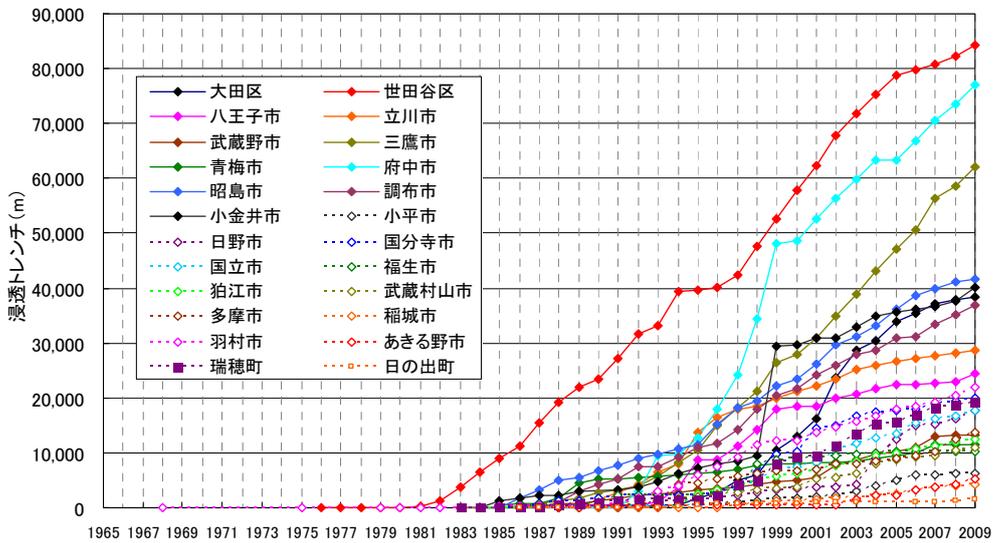


図 12 トレンド推定に用いる自治体別浸透施設設置状況時系列グラフ（浸透トレンチ）

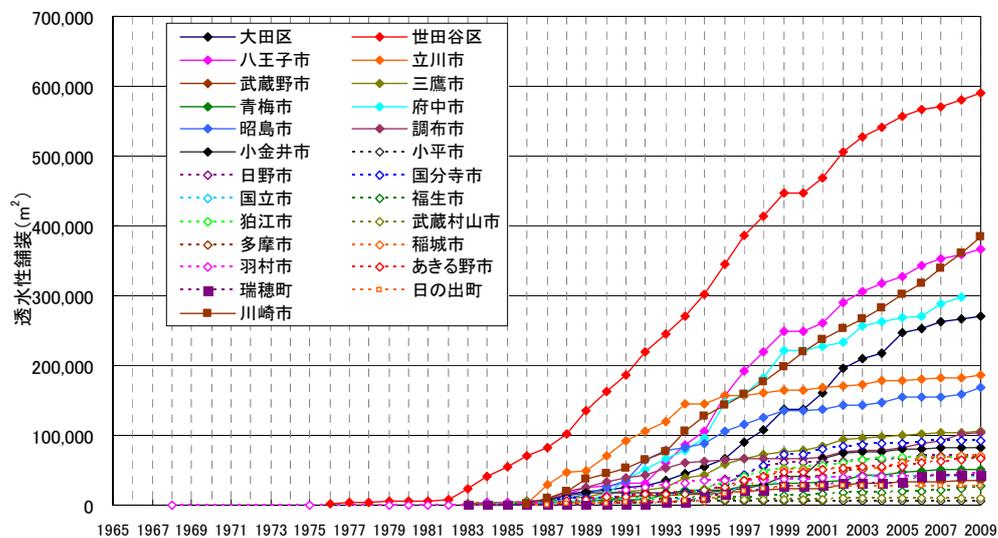


図 13 トレンド推定に用いる自治体別浸透施設設置状況時系列グラフ（透水性舗装）

表 7 実績トレンド推定（2割増加）による目標期間内（H23～H27）の浸透施設設置数

小流域	関係自治体	流域内面積率		雨水浸透対策 行動計画(5ヵ年)(H27まで)					出典
		宅地 公共	道路	宅地+公共公益施設			道路		
				マス (基)	トレンチ (m)	舗装 (m ²)	マス (基)	舗装 (m ²)	
多摩川 源流域	甲州市	—	—						
	丹波山村	—	—						
	小菅村	—	—						
	奥多摩町	—	—						
多摩川 上流域	青梅市	0.57	0.53	755	2,093	1,183	95	11,056	(1)
	羽村市	1.00	1.00	940	5,763	2,855	0	2,738	(1)
	福生市	1.00	1.00	185	1,020	2,314	164	5,543	(1)
	昭島市	1.00	1.00	3,691	11,703	8,723	56	11,132	(1)
多摩川 中流域	国立市	1.00	1.00	1,310	6,502	1,433	2	550	(1)
	多摩市	1.00	1.00	494	4,207	1,359	1	16,300	(1)
	府中市	1.00	1.00	12,515	20,440	16,865	18	37,289	(1)
	稲城市	1.00	1.00	710	1,892	652	41	11,456	(1)
多摩川 下流域	狛江市	1.00	1.00	1,671	3,995	3,477	8	6,762	(1)
	川崎市	0.43	0.42					39,667	(2)
	世田谷区	0.38	0.46	5,269	19,049	31,562	865	54,290	(1)
	大田区	0.30	0.32	1,847	16,712	55,721	196	23,689	(1)
秋川 平井川 流域	あきる野市	—	—						
	日の出町	—	—						
	桧原村	—	—						
浅川 流域	日野市	1.00	1.00	2,953	8,587	0	1	6,795	(1)
	八王子市	1.00	1.00	1,000				12,500	(3)
残堀川 流域	瑞穂町	0.82	0.60	305	6,823	7,452	19	1,981	(1)
	武蔵村山市	0.61	0.53	1,162	4,539	32	1	1,209	(1)
	立川市	0.95	0.92	821	5,265	527	866	12,203	(1)
野川 仙川 流域	国分寺市	0.96	0.90	4,315	6,162	7,748	21	3,702	(1)
	小金井市	0.92	0.93	10,396	6,462	13,177	0	11,717	(1)
	三鷹市	0.75	0.76	11,629	21,413	3,128	205	13,969	(1)
	調布市	1.00	1.00	4,496	9,889	6,039	0	16,192	(1)
	小平市	0.08	0.06	1,061	2,712	0	0	0	(1)
	武蔵野市	0.23	0.26	2,207	5,154	3,693	7	3,706	(1)
全体(対象自治体)				69,733	170,380	167,942	2,567	304,445	

注：各自治体からの提供データ(橙字)と東京都貯留浸透データ(H21末)(青字)により現況浸透施設を設定

■：雨水浸透対策から除外される自治体

出典：(1) 東京都貯留浸透データ

(2) 川崎市透水性舗装データ

(3) 八王子市については、協議の結果、トレンドによる設定値ではなく、市が独自に設定する目標値を本行動計画についても採用する

(立川市の浸透トレンチの2000年データ、府中市の浸透トレンチの2004年データが異常値と想定されたため、例外的に当該データを除いてトレンド推定を実施した。)

【水流実態解明プロジェクトにおける浸透対策目標規模設定】

以上を踏まえ、水流実態解明プロジェクトにおける目標規模設定については、以下の考え方にに基づき設定する。

- ▶ よって、【自治体アンケート結果による設定方法】と【実績トレンドによる設定方法(2割増加)】の数値を比較し、より大きな数値を計画として採用する。
- ▶ 自治体アンケート結果は、各自治体内全体の数値であることから、「多摩川流域内市街地面積/自治体全体の市街地面積」の割合から流域内の目標値を再設定した。
- ▶ 評価は、「不浸透面積減少率」により評価する。不浸透面積減少率は、「浸透施設効果の面積換算値÷流域内に含まれる自治体内不浸透面積」により設定される。詳細は巻末資料参照のこと。

表 8 目標年次まで(5カ年間)の雨水浸透施設設置目標(流域内の数値目標)

小流域	関係自治体	流域内面積率		雨水浸透対策 行動計画(5カ年)(H27まで)					不浸透面積減少率		差分(2割増)
		宅地公共	道路	宅地+公共公益施設			道路		現況	将来(2割増)	
				マス(基)	トレンチ(m)	舗装(m ²)	マス(基)	舗装(m ²)			
多摩川源流域	甲州市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	丹波山村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	小菅村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	奥多摩町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
多摩川上流域	青梅市	0.57	0.53	755	2,093	1,183	95	11,056	4.4%	5.3%	0.91%
	羽村市	1.00	1.00	940	5,763	2,855	0	2,738	13.9%	17.4%	3.50%
	福生市	1.00	1.00	185	1,020	2,314	164	5,543	9.2%	10.0%	0.87%
	昭島市	1.00	1.00	3,691	11,703	8,723	56	11,132	21.0%	26.5%	5.47%
多摩川中流域	国立市	1.00	1.00	1,310	6,502	1,433	2	550	15.1%	20.0%	4.90%
	多摩市	1.00	1.00	494	4,207	1,359	1	16,300	5.3%	6.8%	1.52%
	府中市	1.00	1.00	12,515	20,440	16,865	18	37,289	23.1%	29.5%	6.41%
	稲城市	1.00	1.00	710	1,892	652	41	11,456	4.3%	5.6%	1.29%
多摩川下流域	狛江市	1.00	1.00	1,671	3,995	3,477	8	6,762	17.0%	22.1%	5.04%
	川崎市	0.43	0.42	-	-	-	-	39,667	14.5%	18.0%	3.52%
	世田谷区	0.38	0.46	5,269	19,049	31,562	865	54,290	30.3%	36.6%	6.23%
	大田区	0.30	0.32	1,847	16,712	55,721	196	23,689	22.1%	30.9%	8.78%
秋川平井川流域	あきる野市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	日の出町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	檜原村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
浅川流域	日野市	1.00	1.00	2,953	8,587	0	1	6,795	6.8%	9.4%	2.61%
	八王子市	1.00	1.00	1,000	0	0	0	12,500	3.0%	3.1%	0.09%
残堀川流域	瑞穂町	0.82	0.60	305	6,823	7,452	19	1,981	10.9%	14.5%	3.57%
	武蔵村山市	0.61	0.53	1,162	4,539	32	1	1,209	9.4%	13.1%	3.67%
	立川市	0.95	0.92	821	5,265	527	866	12,203	12.9%	14.6%	1.71%
野川仙川流域	国分寺市	0.96	0.90	4,315	6,162	7,748	21	3,702	16.3%	21.5%	5.23%
	小金井市	0.92	0.93	10,396	6,462	13,177	0	11,717	45.9%	54.5%	8.64%
	三鷹市	0.75	0.76	11,629	21,413	3,128	205	13,969	41.2%	54.9%	13.73%
	調布市	1.00	1.00	4,496	9,889	6,039	0	16,192	15.2%	19.1%	3.89%
	小平市	0.08	0.06	1,061	2,712	0	0	0	29.3%	41.7%	12.40%
	武蔵野市	0.23	0.26	2,207	5,154	3,693	7	3,706	39.5%	53.2%	13.68%
全体(対象自治体)				69,733	170,380	167,942	2,567	304,445	13.71%	17.20%	3.49%

- : 雨水浸透対策から除外される自治体

*表中の「青字」は実績トレンドによる設定値、「橙字」はアンケートによる設定値「緑字」は自治体との協議により設定した値

(川崎市においては、宅造等の規制を受けているエリアや、浸透能力が極めて小さいエリアが大きいことから、積極的に浸透施設の設置を進めることができない状況にあり、歩道の浸水性舗装を計画の対象とする。)

(八王子市については、協議の結果、トレンドによる設定値ではなく、市が独自に設定する目標値を本行動計画についても採用する。)

5年後に目標が達成されることにより、不浸透面積減少率は、現状の13.71%（既往施設の効果）から17.20%に、3.49%分の更なる減少が期待される。

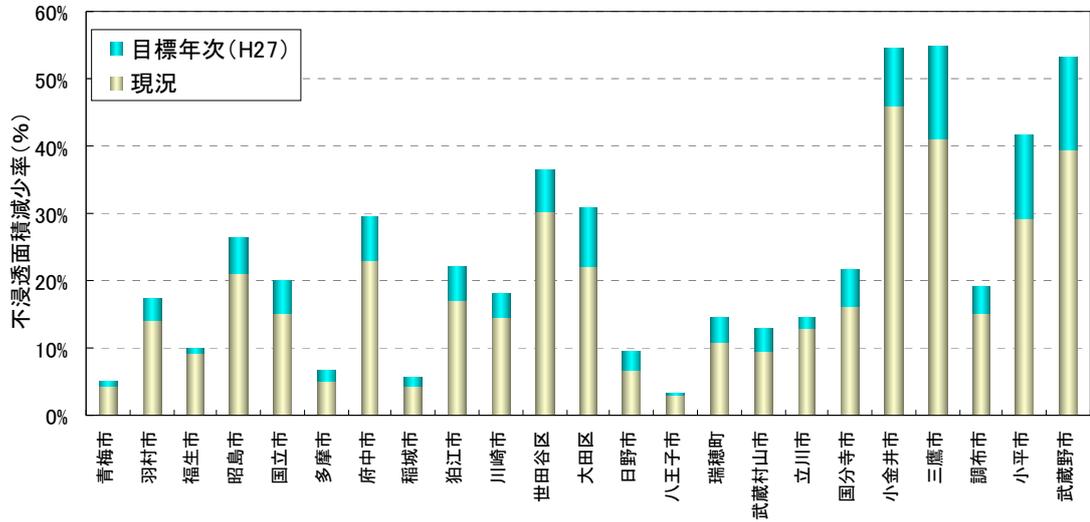


図 14 目標年次における不浸透面積減少結果

【施策の効果評価（地下水位の上昇量）：水循環モデルによる推定結果】

目標年次において目標対策量が達成された場合に多摩川流域の地下水位へ与える影響を水循環モデルを用いて評価した。

ケースは以下の2ケースを想定した。

ケース①：目標年次までの目標浸透対策量が実施され、不浸透面積減少率 17.98%が達成された場合

ケース②：現行の不浸透面積が全て浸透化された場合

結果を以下に示す。結果は、対策前後における浅層地下水位の年間平均値の増加量で示す。

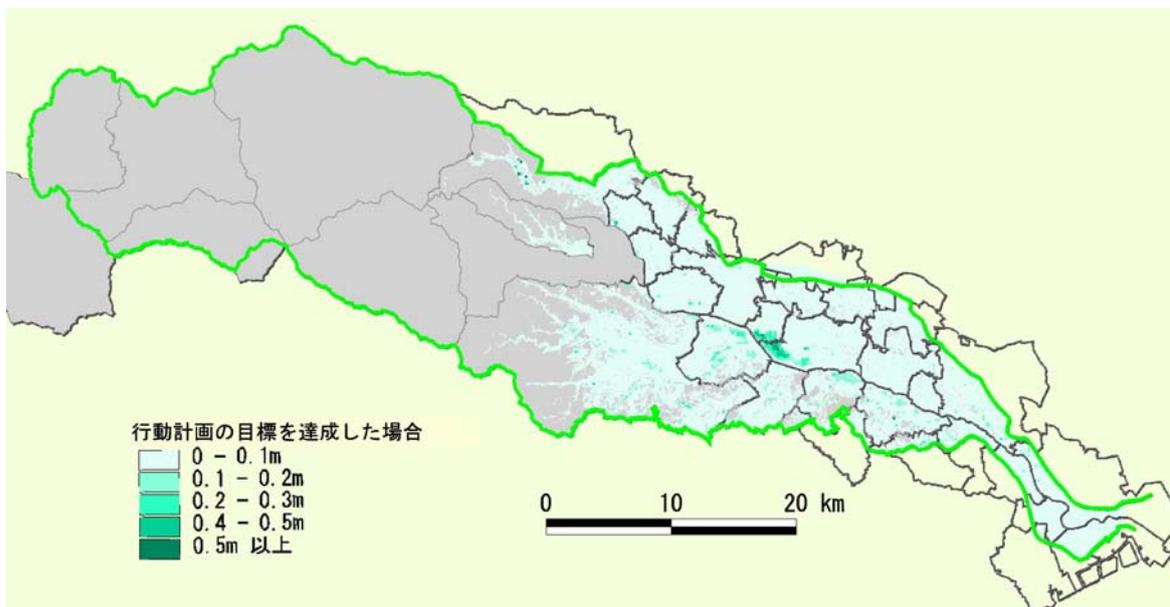


図 15 ケース①における浅層地下水位の増加量 (m)

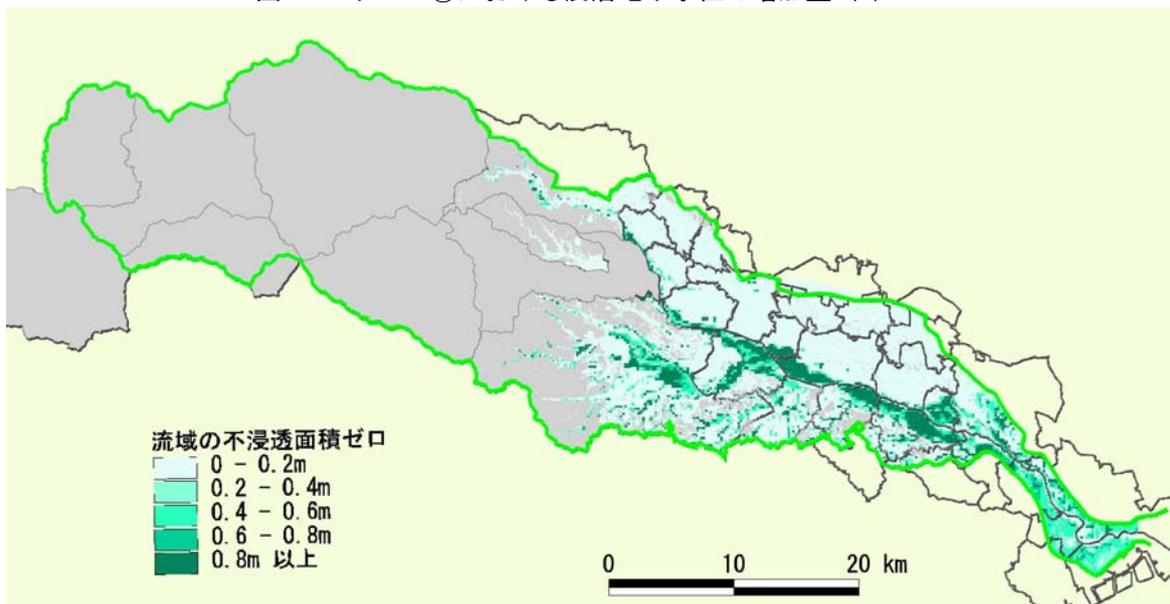


図 16 ケース②における浅層地下水位の増加量 (m)

結果よりケース①の目標対策量が達成されることにより、多摩川中流域付近で 0.5m 以上の浅層地下水位上昇が見られる結果となる。また、色が薄いエリアについても一定の地下水位上昇が確認される。

【施策の効果評価（水収支の変化）：水循環モデルによる推定結果】

「現況」と「不浸透面積をゼロ」とした場合の流域の水収支評価結果を以下に示す。

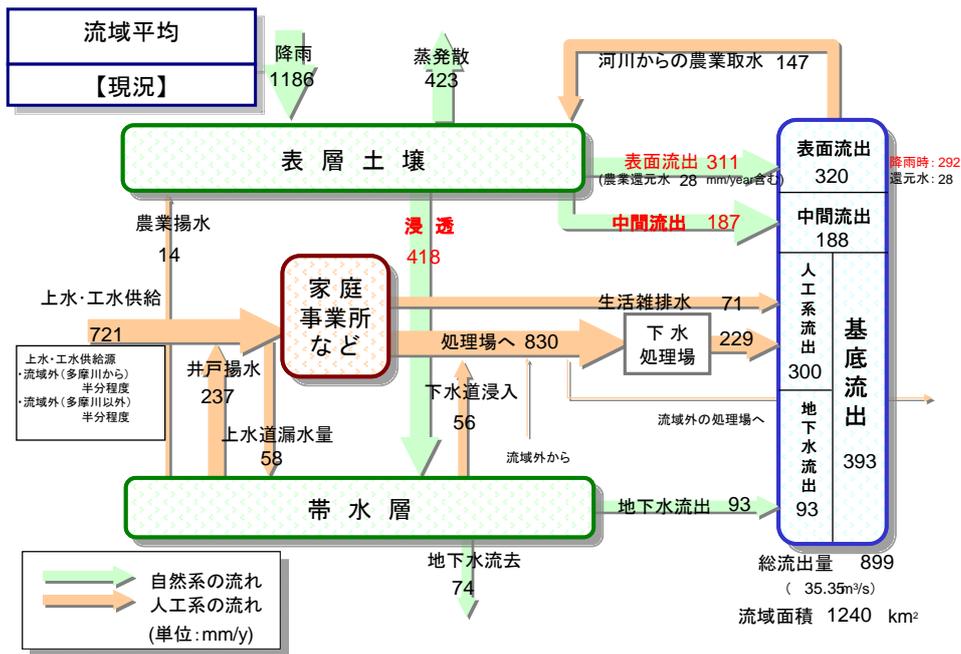


図 17 流域平均水収支図（現況）

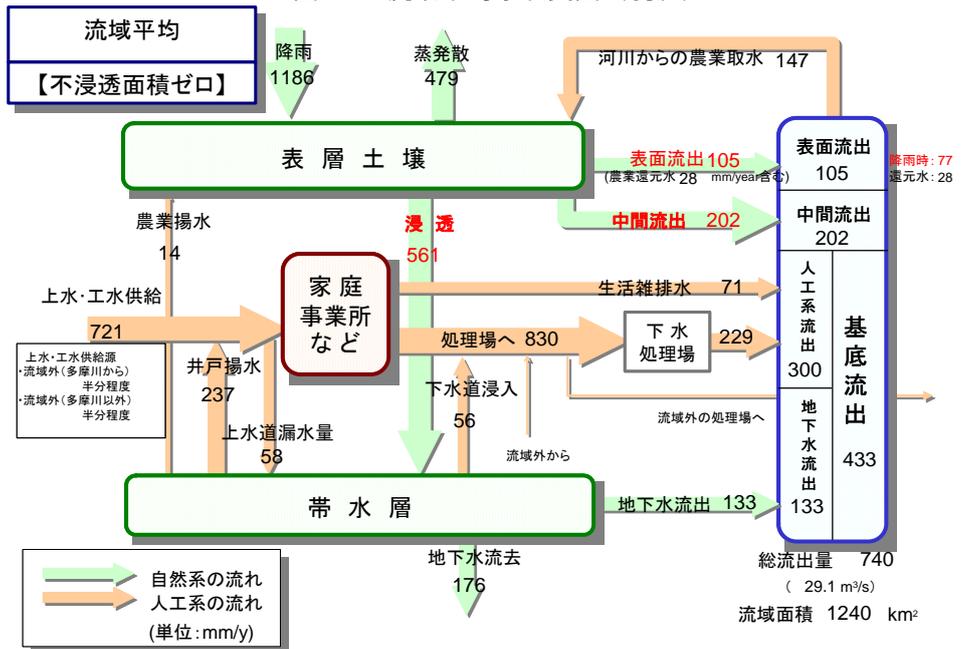


図 18 流域平均水収支図（不浸透面積ゼロ）

(5) 施策内容と目標設定（ソフト対策・規制等の拡充）

(4)に示した雨水浸透対策設置目標を達成するために、目標年次までの期間において、以下に示すソフト対策・規制等を推進することを目標とする。

これらの施策を着実に推進することにより、流域住民の意識啓発を図り、浸透施設の設置普及が推進されることを期待するものである。

表 9 「支川・水路・湧水における水量確保施策の推進」における行動計画 その1

重点施策	具体的施策内容		自治体名	行動計画内容
	分類	方針との対応		
○支川・水路・湧水における水量確保施策の推進	ソフト整備	①	浸透施設設置状況の把握	小金井市 浸透施設位置マップを作成済み(2006年)であり、今後3年毎に更新を図る。 三鷹市 施設単位に台帳、地図で把握しており、今後も継続する。 調布市 台帳、地図にて管理しており、今後も継続する。 八王子市 補助事業で設置した浸透施設位置のマップを作成する。 国立市 雨水流出抑制施設の設置状況集計表の更新を行う。 羽村市 助成制度の利用者のデータベースを構築しており、今後も継続する。 府中市 施設設置数の把握を行っており(H3~)、今後も継続して実施する。 開発、中高層関連については、設置場所、規模、数量をリスト化する。 日野市 台帳にて管理しており、今後も継続する。 瑞穂町 年度ごとに設置を指導した箇所についての台帳を整備する。 青梅市 助成制度適用の施設については、設置位置をマップ化しており(実績1,143基)今後も継続する。 小平市 継続実施 武蔵野市 施設の把握は行っており、今後も継続する。 国分寺市 湧水量・地下水位調査時に地点の把握も実施。今後も継続予定。 世田谷区 都湧水マップの更新に併せ、湧水地点の把握調査を5年に1度、実施する。 川崎市 湧水地整備後にマップ化を予定。 調布市 随時調査を実施予定。 八王子市 平成16年度 八王子市雨水浸透推奨マップを作成。補助事業で設置した浸透施設位置のマップを作成する。 環境市民会議、大学等による独自調査を実施。 日野市 3カ年計画で作成予定。 2003年「日野のわきみず」(湧水パンフレット)の作成。パンフレットの見直しを図っていく。 大田区 マップ作成済み、新規未定。 府中市 環境基本計画見直し時(H21)に湧水地点のマップ化を予定。
			湧水地点の把握(マップの作成等)	国分寺市 真姿の池湧水群の直上にマンションが建築され、湧水に与える影響の有無を調査するため、周辺の調査を継続して実施。 八王子市 継続実施 調布市 随時調査を実施する。
			湧水涵養域調査の実施	国分寺市 市内12箇所の湧水地等の水量及び32箇所の地下水位測定を継続して実施する。 世田谷区 神明の森みつ池特別保護区・区立成城三丁目緑地・区立大蔵三丁目公園・区立岡本静嘉堂緑地・深沢八丁目無原野特別保護区の5地点で、通年の湧水量調査を実施する。 調布市 随時調査を実施する。 日野市 右記調査を継続実施する。(190箇所(2回/年)、定期調査22箇所(12回/年)) 立川市 現行で11箇所の湧水調査を実施しており、今後も継続予定である。 大田区 現行の湧水調査を継続実施する。 昭島市 現行で12箇所(年2回)の湧水量調査を実施しており、今後も継続する。 府中市 2か所(湧水により実質1か所)の調査を継続実施する。
			湧水量調査の新規継続実施(実施頻度の向上)	国分寺市 市民団体による、お鷹の道、真姿の池湧水群の湧水量調査を継続して実施。 府中市 1か所(12回/年)の市民参加調査を継続実施する。
			市民参加型湧水量調査の新規・継続実施	国分寺市 雨水浸透併設置に対し補助金による助成を継続実施。 三鷹市 雨水浸透ます設置要綱に基づき、継続実施する。 小金井市 助成制度の継続(40戸/年×5年=200戸)。 世田谷区 雨水浸透施設の設置助成制度を継続する。 調布市 雨水浸透ます設置要綱に基づき継続。 八王子市 市内全域の雨水浸透施設の設置に対する補助率を90%とした。 羽村市 雨水浸透対策に対して、現行の助成制度を継続する。 府中市 設置工事費標準単価の1/2助成(継続)、制度活用個数57件。 国立市 既存住宅に対する浸透施設設置助成の継続。 大田区 現行の助成制度を継続。 日野市 現行助成制度の継続実施。 立川市 既存住宅に対する雨水浸透施設の設置助成制度を継続する。 青梅市 現行助成制度を継続実施する。 昭島市 現行助成制度の継続実施。 狛江市 雨水浸透施設の設置助成制度を継続する。 小平市 継続実施 武蔵野市 雨水浸透施設助成金交付要綱に基づき継続実施。
			雨水浸透施設設置に対する助成制度の新規・継続実施	

表 10 「支川・水路・湧水における水量確保施策の推進」における行動計画 その2

重点施策	具体的施策内容			自治体名	行動計画内容
	分類	方針との対応	施策内容		
○支川・水路・湧水における水量確保施策の推進	ソフト整備	③	浸透施設普及 広報媒体の確立 (インターネット パンフレット等)	国分寺市	市報やホームページで雨水浸透施設設置の協力の広報を実施する。
				三鷹市	市報、ホームページ、パンフレット等による普及広報を、継続実施する。
				世田谷区	雨水浸透施設の設置助成制度のパンフレットの増刷・配布を行う。 各種イベント時に、雨水浸透施設の仕組みや効果に関するPRを行う。
				調布市	HP、市報、パンフレットによる広報を実施する。
				府中市	リーフレット（H20作成予定、市町村会等による助成金を利用）による広報を行う。
				羽村市	羽村市ホームページ及び広報により助成制度をより一層アピールする。
				日野市	助成制度に関するホームページ掲載や、市広報への定期的な掲載による啓発活動の実施。
				立川市	雨水浸透による水循環の保全について、HPや市報、パンフレットによる啓発を継続する。
				国立市	市報への掲載、諸イベントでの雨水流出抑制の紹介及び普及促進。
				小平市	継続実施
				武蔵野市	浸透施設普及（市報・ホームページ等）の継続実施。
				国分寺市	国分寺産線区域内の開発に対し浸透施設の設置を義務づける（まちづくり条例）。
				三鷹市	公共施設及び民間施設（まちづくり条例の開発事業に係るもの）における雨水浸透施設の設置基準に基づいて、設置指導を継続実施する。
				調布市	新規開発に伴う流出抑制施設の設置指導を継続する。
				府中市	開発行為・中高層建築物等の建築に関する協議の際に設置を要請する（まちづくり条例）。
	羽村市	宅地開発時の浸透施設の設置を指導を継続する。			
	日野市	清流保全条例及びまちづくり条例に基づく指導を継続する。			
	国立市	開発指導要綱に伴う、雨水流出抑制指導要綱に基づいた指導の継続実施。			
	大田区	現行の開発指導要綱を継続する。			
	瑞穂町	瑞穂町宅地開発等指導要綱対象開発増加に向け、要綱を更に整備していく。			
	青梅市	既存条例に基づき、適切に指導する。			
	昭島市	現行の開発指導要綱を継続する。			
	狛江市	まちづくり条例に基づく指導を継続する。			
	武蔵野市	雨水流出抑制施設設置要綱に基づき指導を継続実施する。			
	武蔵村山市	宅地開発指導要綱に基づく指導を継続し、条例化について検討していく。			
	稲城市	宅地開発等指導要綱に基づく指導を継続する。			
	国分寺市	地下水・湧水保全条例（仮称）を策定し（H21予定）、保全に向けた規制を図る。			
	大田区	現行の開発指導要綱を継続する。			
	日野市	清流保全条例及びまちづくり条例に基づいた指導の徹底。			
	小金井市	小金井市の地下水及び湧水を保全する条例を策定済みであり、本条例に基づいた規制を図る。			
大田区	現行の開発指導要綱を継続する。				
日野市	まちづくり条例に基づく開発指導の強化を実施。				
国分寺市	まちづくり条例により、国分寺産線区域内の開発を規制する。				
規制等	②	浸透施設普及に向けた 開発指導の強化	国分寺市	国分寺産線区域内の開発に対し浸透施設の設置を義務づける（まちづくり条例）。	
			三鷹市	公共施設及び民間施設（まちづくり条例の開発事業に係るもの）における雨水浸透施設の設置基準に基づいて、設置指導を継続実施する。	
			調布市	新規開発に伴う流出抑制施設の設置指導を継続する。	
			府中市	開発行為・中高層建築物等の建築に関する協議の際に設置を要請する（まちづくり条例）。	
			羽村市	宅地開発時の浸透施設の設置を指導を継続する。	
			日野市	清流保全条例及びまちづくり条例に基づく指導を継続する。	
			国立市	開発指導要綱に伴う、雨水流出抑制指導要綱に基づいた指導の継続実施。	
			大田区	現行の開発指導要綱を継続する。	
			瑞穂町	瑞穂町宅地開発等指導要綱対象開発増加に向け、要綱を更に整備していく。	
			青梅市	既存条例に基づき、適切に指導する。	
			昭島市	現行の開発指導要綱を継続する。	
			狛江市	まちづくり条例に基づく指導を継続する。	
			武蔵野市	雨水流出抑制施設設置要綱に基づき指導を継続実施する。	
			武蔵村山市	宅地開発指導要綱に基づく指導を継続し、条例化について検討していく。	
			稲城市	宅地開発等指導要綱に基づく指導を継続する。	
④	湧水涵養域等における地下水保全 を目的とした規制の推進	国分寺市	地下水・湧水保全条例（仮称）を策定し（H21予定）、保全に向けた規制を図る。		
		大田区	現行の開発指導要綱を継続する。		
		日野市	清流保全条例及びまちづくり条例に基づいた指導の徹底。		
	小金井市	小金井市の地下水及び湧水を保全する条例を策定済みであり、本条例に基づいた規制を図る。			
	大田区	現行の開発指導要綱を継続する。			
	日野市	まちづくり条例に基づく開発指導の強化を実施。			
国分寺市	まちづくり条例により、国分寺産線区域内の開発を規制する。				
		湧水涵養域等における開発規制地区 の設定推進	国分寺市	まちづくり条例により、国分寺産線区域内の開発を規制する。	

表 11 「支川・水路・湧水における水量確保施策の推進」における行動計画案（京浜河川事務所）

重点施策	具体的施策内容			評価指標	具体的行動目標 (5カ年)
	分類	方針との対応	施策内容		
○支川・水路・湧水における水量確保施策の推進	ソフト整備	①	各自治体提供の浸透施設DBの一元管理とその公表 (水流実態解明データベースシステムの活用)	更新・公表頻度 (回/年)	1回/年の頻度で、更新・公表を実施する (流域委員会・協議会等でも公表)
			水循環モデル等を用いた浸透施設の水流改善効果の定量評価に関する調査研究推進	—	調査研究を継続的に実施し、毎年成果を公表する
			モデル小流域を対象とした浸透施設社会実験による浸透施設の水流（湧水等）への影響評価の実施	実施箇所 (箇所/5年間)	2箇所/5年間の頻度で実施する
		③	各自治体提供情報による「市民連携PRシート」の更新とその公表	更新・公表頻度 (回/年)	1回/年の頻度で、更新・公表を実施する (流域委員会・協議会等でも公表)
			水流キャラバン等による、浸透施設普及を目的とした勉強会・見学会の実施	開催回数 (回/5年間)	3回/5年間の頻度で実施する
			浸透施設普及を目的としたパンフレットの作成、自治体への提供	広報内容、発行部数	浸透施設の効果を示した市民にわかりやすいパンフレットを作成し、各自治体に〇〇部配付する
各自治体への「水流調査マニュアル」の提供	方策内容	希望自治体に対して、「水流調査マニュアル」を提供する			
HPやパンフ等を活用した、各自治体の施策実施状況の公表	広報方法、広報内容	各自治体の施策実施状況をHPや各種イベント・会議を通じてプロジェクトの成果として公表する			

表 12 各自治体ソフト対策・規制等の実施目標数一覧

	ハード対策	ソフト対策							規制			合計施策数
		浸透施設設置状況の把握	湧水地点の把握（マップの作成等）	湧水涵養域調査の実施	湧水量調査の新規・継続実施（実施頻度の向上）	新規・継続実施	市民参加型湧水量調査の	雨水浸透施設設置に対する助成制度の新規・継続実施	浸透施設普及及広報媒体の確立（インターネットパンフレット等）	浸透施設普及に向けた開発指導の強化	湧水涵養域等における地下水保全を目的とした規制の推進	
多摩川源流域	甲州市											
	丹波山村											
	小菅村											
	奥多摩町											
多摩川上流域	青梅市		○					○		○		3
	羽村市	○	○					○	○	○		5
	福生市											0
	昭島市				○			○		○		3
多摩川中流域	国立市		○					○	○	○		4
	多摩市											0
	府中市	○	○	○		○	○	○	○	○		8
	稲城市	○								○		2
多摩川下流域	狛江市							○		○		2
	川崎市			○								1
	世田谷区			○		○		○	○			4
	大田区			○		○		○		○	○	6
秋川平井川流域	あきる野市											
	日の出町											
	檜原村											
浅川流域	日野市	○	○	○		○		○	○	○	○	9
	八王子市	○	○	○	○			○				5
残堀川流域	瑞穂町		○							○		2
	武蔵村山市									○		1
	立川市				○			○	○			3
野川仙川流域	国分寺市	○		○	○	○	○	○	○	○	○	10
	小金井市	○	○					○			○	4
	三鷹市	○	○					○	○	○		5
	調布市	○	○	○	○	○		○	○	○		8
	小平市		○					○	○			3
	武蔵野市		○					○	○	○		4

多摩川流域水流実態解明プロジェクト

具体的行動計画

3. 具体的行動計画の設定について

【自治体別行動計画一覧】

自治体名：		具体的施策内容		具体的行動目標（5カ年）	
重点施策	分類	施策内容		目標内容	
		自治体名：青梅市			
○支川・水路・湧水における水量確保施策の推進	ソフト整備	浸透施設設置状況の把握（設置数、設置位置、施設規模等）		助成制度適用の施設については、設置位置をマップ化しており（実績1,143基）今後も継続する	
		雨水浸透施設設置に対する助成制度の新規・継続実施		現行助成制度を継続実施する	
	規制等	浸透施設普及及広報媒体の確立（インターネット、パンフレット等）		市の広報紙等による。	
		浸透施設普及に向けた開発指導の強化（条例化等）		既存条例に基づき、適切に指導する	
自治体名：羽村市					
○支川・水路・湧水における水量確保施策の推進	ハード整備	宅地への雨水浸透施設の設置		助成制度活用により30件/年（150件/5年）の設置を目指す	
		浸透施設設置状況の把握（設置数、設置位置、施設規模等）		助成制度の利用者のデータベースを構築しており、今後も継続する。	
	ソフト整備	雨水浸透施設設置に対する助成制度の新規・継続実施		雨水浸透対策に対して、現行の助成制度を継続する。	
		浸透施設普及及広報媒体の確立（インターネット、パンフレット等）		羽村市ホームページ及び広報により助成制度をより一層アピールする。	
規制等	浸透施設普及に向けた開発指導の強化（条例化等）		宅地開発時の浸透施設の設置を指導を継続する。		
自治体名：昭島市					
○支川・水路・湧水における水量確保施策の推進	ソフト整備	湧水涵養域調査の実施		現行で12箇所（年2回）の湧水量調査を実施しており、今後も継続する	
		雨水浸透施設設置に対する助成制度の新規・継続実施		現行助成制度の継続実施	
	規制等	浸透施設普及に向けた開発指導の強化（条例化等）		現行の開発指導要綱を継続する	
自治体名：国立市					
○支川・水路・湧水における水量確保施策の推進	ソフト整備	浸透施設設置状況の把握（設置数、設置位置、施設規模等）		雨水流出抑制施設の設置状況集計表の更新を行う。	
		雨水浸透施設設置に対する助成制度の新規・継続実施		既存住宅に対する浸透施設設置助成の継続。	
	規制等	浸透施設普及及広報媒体の確立（インターネット、パンフレット等）		市報への掲載、諸イベントでの雨水流出抑制の紹介及び普及促進。	
		浸透施設普及に向けた開発指導の強化（条例化等）		開発指導要綱に伴う、雨水流出抑制指導要綱に基づいた指導の継続実施。	
自治体名：多摩市					
○支川・水路・湧水における水量確保施策の推進	ハード整備	道路への透水性舗装の整備		継続整備を予定	
自治体名：府中市					
○支川・水路・湧水における水量確保施策の推進	ハード整備	宅地への雨水浸透施設の設置		○上下水道課分： 合流式下水道改善計画に定めた整備量 平成17年度～21年度 浸透ます8800基、浸透トンネル6200m 平成22年度～26年度 浸透ます12400基、浸透トンネル21500m ○環境政策課分： 雨水浸透ます助成制度167基（H7～19）	
		浸透施設設置状況の把握（設置数、設置位置、施設規模等）		施設設置数の把握を行っており（H3～）、今後も継続して実施する。開発、中高層関連については、設置場所、規模、数量をリスト化する。	
	ソフト整備	湧水地点の把握（マップの作成等）		環境基本計画見直し時（H21）に湧水地点のマップ化を予定	
		湧水量調査の新規・継続実施（実施頻度の向上）		2か所（湧水により実質1か所）の調査を継続実施する	
		市民参加型湧水量調査の新規・継続実施		1か所（12回/年）の市民参加調査を継続実施する	
		雨水浸透施設設置に対する助成制度の新規・継続実施		設置工事費標準単価の1/2助成（継続）、制度活用個数57件	
	規制等	浸透施設普及及広報媒体の確立（インターネット、パンフレット等）		リーフレット（H20作成予定、市町村会等による助成金を利用）による広報を行う	
浸透施設普及に向けた開発指導の強化（条例化等）		開発行為・中高層建築物等の建築に関する協議の際に設置を要請する（まちづくり条例）			
自治体名：稲城市					
○支川・水路・湧水における水量確保施策の推進	ハード整備	道路への透水性舗装の整備		目標年次までに900m ² の透水性舗装を実施する。	
	規制等	浸透施設普及に向けた開発指導の強化（条例化等）		宅地開発等指導要綱に基づく指導を継続する	
自治体名：川崎市					
○支川・水路・湧水における水量確保施策の推進	ソフト整備	湧水地点の把握（マップの作成等）		湧水地整備後にマップ化を予定。	

多摩川流域水流実態解明プロジェクト

具体的行動計画

3. 具体的行動計画の設定について

自治体名：		世田谷区	
重点施策	具体的施策内容		具体的行動目標（5カ年）
	分類	施策内容	目標内容
○支川・水路・湧水における水量確保施策の推進	ソフト整備	湧水地点の把握（マップの作成等）	都湧水マップの更新に併せ、湧水地点の把握調査を5年に1度、実施する。
		湧水量調査の新規・継続実施（実施頻度の向上）	神明の森みつ池特別保護区・区立城三丁目緑地・区立大蔵三丁目公園・区立岡本静嘉堂緑地・深沢八丁目無原罪特別保護区の5地点で、通常の湧水量調査を実施する。
	雨水浸透施設設置に対する助成制度の新規・継続実施	雨水浸透施設の設置助成制度を継続する。	
	浸透施設普及及広報媒体の確立（インターネット、パンフレット等）	雨水浸透施設の設置助成制度のパンフレットの増刷・配布を行う。各種イベント時に、雨水浸透施設の仕組みや効果に関するPRを行う。	
自治体名：		大田区	
重点施策	具体的施策内容		具体的行動目標（5カ年）
	分類	施策内容	目標内容
○支川・水路・湧水における水量確保施策の推進	ハード整備	道路への透水性舗装の整備	（平成22年度実績 「9,549m ² 、総面積304,479m ² 」）
	ソフト整備	湧水地点の把握（マップの作成等）	マップ作成済み、新規未定
		湧水量調査の新規・継続実施（実施頻度の向上）	現行の湧水調査を継続
	規制等	雨水浸透施設設置に対する助成制度の新規・継続実施	現行の助成制度を継続
		浸透施設普及に向けた開発指導の強化（条例化等）	現行の開発指導要綱を継続
		湧水涵養域等における地下水保全を目的とした規制の推進	現行の開発指導要綱を継続
		湧水涵養域等における開発規制地区の設定推進	現行の開発指導要綱を継続
自治体名：		八王子市	
重点施策	具体的施策内容		具体的行動目標（5カ年）
	分類	施策内容	目標内容
○支川・水路・湧水における水量確保施策の推進	ハード整備	宅地への雨水浸透施設の設置	平成16年度 設置基準の検討 平成17～20年度 基準設定・設置促進 推奨マップの考え方（方針）に沿って、市独自の基準を設定し、その基準に基づく雨水浸透槽、雨水貯留施設の設置促進 平成21～25年度 350基/1年（補助事業）
		公共施設への雨水浸透施設の設置	公共建物、駐車場、公園、校庭等への設置促進
	ソフト整備	道路への透水性舗装の整備	平成16～20年度 1ヶ所設置/1年（5ヶ所設置/5年） 道路施設内の浸透管・浸透槽等の雨水地下浸透施設設置
		浸透施設設置状況の把握（設置数、設置位置、施設規模等）	補助事業で設置した浸透施設位置のマップを作成する。
		湧水地点の把握（マップの作成等）	平成16年度 八王子市雨水浸透推奨マップ作成 環境市民会議、大学等による独自調査を実施
		雨水浸透施設設置に対する助成制度の新規・継続実施	平成16年度 設置基準の検討 平成17～20年度 基準設定・設置促進（平成20年度は浸透施設・貯留槽 申請100件を目標） 推奨マップの考え方（方針）に沿って、市独自の基準を設定し、その基準に基づく雨水浸透槽、雨水貯留施設の設置促進 市内全域の雨水浸透施設の設置に対する補助率を90%とした。
自治体名：		日野市	
重点施策	具体的施策内容		具体的行動目標（5カ年）
	分類	施策内容	目標内容
○支川・水路・湧水における水量確保施策の推進	ハード整備	宅地への雨水浸透施設の設置	目標年次までに40箇所（130基）設置予定
		道路への透水性舗装の整備	工事実施の際、浸透性舗装への切り替えに今後とも努めていく
	ソフト整備	浸透施設設置状況の把握（設置数、設置位置、施設規模等）	台帳にて管理しており、今後とも継続する
		湧水地点の把握（マップの作成等）	3カ年計画で作成予定 2003年「日野のわきみず」（湧水パンフレット）の作成。パンフレットの見直しを図っていく
		湧水量調査の新規・継続実施（実施頻度の向上）	右記調査を継続実施する。（190箇所（2回/年）、定期調査22箇所（12回/年））
		雨水浸透施設設置に対する助成制度の新規・継続実施	現行助成制度の継続実施
	規制等	浸透施設普及及広報媒体の確立（インターネット、パンフレット等）	助成制度に関するホームページ掲載や、市広報への定期的な掲載による啓発活動の実施
		浸透施設普及に向けた開発指導の強化（条例化等）	清流保全条例及びまちづくり条例に基づく指導を継続する
		湧水涵養域等における地下水保全を目的とした規制の推進	清流保全条例及びまちづくり条例に基づく指導を継続する
		湧水涵養域等における開発規制地区の設定推進	まちづくり条例に基づく開発指導の強化を実施
自治体名：		瑞穂町	
重点施策	具体的施策内容		具体的行動目標（5カ年）
	分類	施策内容	目標内容
○支川・水路・湧水における水量確保施策の推進	ハード整備	宅地への雨水浸透施設の設置	都計法29条による開発行為や瑞穂町宅地開発指導要綱で指導対象となった宅地開発に対し、継続的に適正な雨水浸透施設の設置をはかる。
		公共施設への雨水浸透施設の設置	公共施設の新築・増築・改築等に伴った瑞穂町宅地開発等指導要綱による適正な雨水浸透施設の設置をはかる。
	ソフト整備	道路への透水性舗装の整備	透水性舗装の目詰まりなどの維持・管理上の問題点が解消されれば、取り組んでいきたい。
		浸透施設設置状況の把握（設置数、設置位置、施設規模等）	年度ごとに設置を指導した箇所についての台帳を整備する。
規制等	浸透施設普及に向けた開発指導の強化（条例化等）	瑞穂町宅地開発等指導要綱対象開発増加に向け、要綱を更に整備していく。	

多摩川流域水流実態解明プロジェクト

具体的行動計画

3. 具体的行動計画の設定について

自治体名：		立川市	
重点施策	具体的施策内容		具体的行動目標（5カ年）
	分類	施策内容	目標内容
○支川・水路・湧水における水量確保施策の推進	ソフト整備	湧水量調査の新規・継続実施（実施頻度の向上）	現行で11箇所の湧水調査を実施しており、今後も継続予定である。
		雨水浸透施設設置に対する助成制度の新規・継続実施	既存住宅に対する雨水浸透施設の設置助成制度を継続する。
		浸透施設普及及広報媒体の確立（インターネット、パンフレット等）	雨水浸透による水循環の保全について、HPや市報、パンフレットによる啓発を継続する。
自治体名：		国分寺市	
重点施策	具体的施策内容		具体的行動目標（5カ年）
	分類	施策内容	目標内容
○支川・水路・湧水における水量確保施策の推進	ハード整備	宅地への雨水浸透施設の設置	今後長期総合計画に基づき、100基/年（500基/5年）設置していく。
		公共公益施設への雨水浸透施設の設置	関連機関へ継続して設置依頼をし、普及を図る
	ソフト整備	湧水地点の把握（マップの作成等）	湧水量・地下水位調査時に地点の把握も実施。今後も継続予定。
		湧水涵養域調査の実施	真姿の池湧水群の直上にマンションが建築され、湧水に与える影響の有無を調査するため、周辺の調査を継続して実施
		湧水量調査の新規・継続実施（実施頻度の向上）	市内12箇所の湧水地等の水量及び32箇所の地下水位測定を継続して実施する
		市民参加型湧水量調査の新規・継続実施	市民団体による、お鷹の道、真姿の池湧水群の湧水量調査を継続して実施。
		雨水浸透施設設置に対する助成制度の新規・継続実施	雨水浸透機設置に対し補助金による助成を継続実施
		浸透施設普及及広報媒体の確立（インターネット、パンフレット等）	市報やホームページで雨水浸透施設設置の協力の広報を実施する
	規制等	浸透施設普及に向けた開発指導の強化（条例化等）	国分寺崖線区域内の開発に対し浸透施設の設置を義務づける（まちづくり条例）。
		湧水涵養域等における地下水保全を目的とした規制の推進	地下水・湧水保全条例（仮称）を策定し（H21予定）、保全に向けた規制を図る
自治体名：		小金井市	
重点施策	具体的施策内容		具体的行動目標（5カ年）
	分類	施策内容	目標内容
○支川・水路・湧水における水量確保施策の推進	ハード整備	宅地への雨水浸透施設の設置	目標年次までに累計65,604基（14,652棟）設置を目標とする（2,909基/年（14,544基/5年））
	ソフト整備	浸透施設設置状況の把握（設置数、設置位置、施設規模等）	浸透施設位置マップを作成済み（2006年）であり、今後3年後とに更新を図る。
		雨水浸透施設設置に対する助成制度の新規・継続実施	助成制度の継続（40戸/年×5年＝200戸）
	規制	湧水涵養域等における地下水保全を目的とした規制の推進	小金井市の地下水及び湧水を保全する条例を策定済みであり、本条例に基づいた規制を図る
自治体名：		三鷹市	
重点施策	具体的施策内容		具体的行動目標（5カ年）
	分類	施策内容	目標内容
○支川・水路・湧水における水量確保施策の推進	ハード整備	宅地への雨水浸透施設の設置	平成22年度までの設置目標は累計48,600基（1,168基/年）であったが、51,537基の設置実績となった。平成22年度以降も同様のペースで進捗すると61,537基（10,000基/5年）の設置となる。
		公共公益施設への雨水浸透施設の設置	公共施設及び民間施設（まちづくり条例の開発事業に係わるもの）における雨水浸透施設の設置に関し、基準を設けて推進している。
		道路への雨水貯留浸透施設の設置	合流式下水道改善計画に基づいて、道路雨水貯留浸透施設の設置を推進してきており、今後も継続する。平成22年度までに累計9,019m設置した。
	ソフト整備	雨水浸透施設設置に対する助成制度の新規・継続実施	雨水浸透ます設置要綱に基づき、継続実施する。
		浸透施設設置状況の把握（設置数、設置位置、施設規模等）	施設単位に台帳、地図で把握しており、今後も継続する。
		浸透施設普及及広報媒体の確立（インターネット、パンフレット等）	市報、ホームページ、パンフレット等による普及広報を、継続実施する。
規制等	浸透施設普及に向けた開発指導の強化（条例化等）	公共施設及び民間施設（まちづくり条例の開発事業に係わるもの）における雨水浸透施設の設置基準に基づいて、設置指導を継続実施する。	
自治体名：		調布市	
重点施策	具体的施策内容		具体的行動目標（5カ年）
	分類	施策内容	目標内容
○支川・水路・湧水における水量確保施策の推進	ハード整備	宅地への雨水浸透施設の設置	150基/年（H20年度）設置予定（H20年度以降も同様のペースで進捗すると750基/5年設置）
	ソフト整備	浸透施設設置状況の把握（設置数、設置位置、施設規模等）	台帳、地図にて管理しており、今後も継続する
		湧水地点の把握（マップの作成等）	随時調査を実施予定
		湧水涵養域調査の実施	随時調査を実施予定
		湧水量調査の新規・継続実施（実施頻度の向上）	随時調査を実施予定
		雨水浸透施設設置に対する助成制度の新規・継続実施	雨水浸透ます設置要綱に基づき継続
		浸透施設普及及広報媒体の確立（インターネット、パンフレット等）	HP、市報、パンフレットによる広報を実施する
	規制等	浸透施設普及に向けた開発指導の強化（条例化等）	新規開発に伴う流出抑制施設の設置指導を継続する。

多摩川流域水流実態説明プロジェクト

具体的行動計画

3. 具体的行動計画の設定について

自治体名：		武蔵野市	
重点施策	具体的施策内容		具体的行動目標（5ヵ年）
	分類	施策内容	目標内容
○支川・水路・湧水における水量確保施策の推進	ハード整備	宅地への雨水浸透施設の設置	継続的に設置を推進するとともに、既設住宅への設置を推進する。
		公共公益施設への雨水浸透施設の設置	市立小中学校18校に500㎡級の「雨水貯留浸透施設」を平成18～24年に設置する。
		道路への透水性舗装の整備	生活道路を中心に、整備を進めている。
	ソフト整備	浸透施設設置状況の把握（設置数、設置位置、施設規模等）	施設の把握は行っており、今後も継続する。
		雨水浸透施設設置に対する助成制度の新規・継続実施	雨水浸透施設助成金交付要綱に基づき継続実施。
		浸透施設普及及広報媒体の確立（インターネット、パンフレット等）	浸透施設普及（市報・ホームページ等）の継続実施。
規制等	浸透施設普及に向けた開発指導の強化（条例化等）	雨水流出抑制施設設置要綱に基づき指導を継続実施する。	
自治体名：		狛江市	
重点施策	具体的施策内容		具体的行動目標（5ヵ年）
	分類	施策内容	目標内容
○支川・水路・湧水における水量確保施策の推進	ソフト整備	雨水浸透施設設置に対する助成制度の新規・継続実施	雨水浸透施設の設置助成制度を継続する。
	規制等	浸透施設普及に向けた開発指導の強化（条例化等）	まちづくり条例に基づく指導を継続する。
自治体名：		武蔵村山市	
重点施策	具体的施策内容		具体的行動目標（5ヵ年）
	分類	施策内容	目標内容
○支川・水路・湧水における水量確保施策の推進	ハード整備	宅地への雨水浸透施設の設置	開発指導において対象となる宅地開発に対し継続的に雨水浸透施設の設置をはかる。
	規制	浸透施設普及に向けた開発指導の強化	宅地開発指導要綱に基づく指導を継続し、条例化について検討していく。
自治体名：		小平市	
重点施策	具体的施策内容		具体的行動目標（5ヵ年）
	分類	施策内容	目標内容
○支川・水路・湧水における水量確保施策の推進	ソフト整備	浸透施設設置状況の把握（設置数、設置位置、施設規模等）	継続実施
		雨水浸透施設設置に対する助成制度の新規・継続実施	継続実施
		浸透施設普及及広報媒体の確立（インターネット、パンフレット等）	継続実施
自治体名：		福生市	
重点施策	具体的施策内容		具体的行動目標（5ヵ年）
	分類	施策内容	目標内容
○支川・水路・湧水における水量確保施策の推進		—	—

(6) 多摩川流域における支川・水路・湧水における水量確保施策事例紹介

支川・水路・湧水における水量確保施策の事例 1	
施策名	国分寺崖線の保全・整備の取り組み
実施行政団体	世田谷区 都市整備部 みどりのみず政策担当部みどり政策課
概要	<p>世田谷区では、国分寺崖線がより多くの人々に親しまれ、さらに保全・育成の輪が広がるよう、以下の施策を展開しています。</p> <p>国分寺崖線保全整備方針の策定 平成 16 年 7 月に環境共生の都市づくりを目標とした「国分寺崖線保全整備方針」を策定しました。方針の中では、分野別や治区別の目標・方針を設定し、施策の展開を図っています。</p> <p>国分寺崖線魅力発見・向上プロジェクト 国分寺崖線の魅力を再発見し、さらに魅力を高めるプロジェクトを住民とともに構想する取り組みで、平成 17 年より展開されています。プロジェクトでは、アンケートやウォーキング、ワークショップでの意見やアイデアを受け、「7つの取り組み」を展開していくこととなっています。</p> <p>プロジェクト7つの取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 崖線ホームページの作成 ➤ 崖線情報誌の作成 ➤ エフエム世田谷などでPR ➤ 崖線コーナーの設置(トラスト協会事務所) ➤ 「先生のための自然環境学習支援ガイドブック【国分寺崖線編】」の作成 ➤ 崖線散策発見マップの作成 ➤ 国分寺崖線沿いの自治体・活動団体などが集う機会の開催 <p>世田谷区国分寺崖線保全整備条例 国分寺崖線保全整備についての基本理念や区、区民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、国分寺崖線とその周辺地域における良好な景観の形成及び住環境の整備を図るために必要な建築に係る制限などを定めることとなります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 対象エリア: 崖線地区(約 300ha) ➤ 規制内容 <ol style="list-style-type: none"> (1) 建築物の構造の制限 階段状建築物を制限するため、建築物が周囲の地面と接する位置の高低差は6m以下とします。 (2) 色彩の誘導 建築主は建築物の外壁の色彩について、国分寺崖線及びその周辺地域の景観との調和に配慮するものとします。 (3) 崖線地区建築計画届出書 建築を行う者に、あらかじめ崖線地区建築計画届出書を提出させ、建築確認の事前段階で、本条例との適合を審査することにより、建築に関する各種手続の円滑化を図ります。 <p>(出典: 世田谷区 HP 国分寺崖線の保全・整備 http://www.city.setagaya.tokyo.jp/030/d0004905.html)</p>

支川・水路・湧水における水量確保施策の事例 2	
施策名	仙川への人工導水

実施行政団体	武蔵野市
概要	<p>「武蔵野市緑の基本計画ーむさしのリメイク」において、仙川の水辺環境整備が重点事業として位置づけられ、また仙川が流れる桜堤団地建替計画の具体化に伴い、平成8年5月に武蔵野市と住宅・都市整備公団(現UR)において基本協定を締結し、団地建替事業と一体的に仙川の水辺整備事業を行うことが決定しました。</p> <p>平成11年度には桜堤公園内の仙川水辺公園と仙川緑地(約220m)が完成し、平成12年度には境浄水場から洗砂処理水を仙川に供給するための導水管(約1,400m)と桜堤公園の地下に貯留槽(500t)の設置工事が完了し、仙川に清流が復活しました。また、引き続き周辺的环境整備を行っています。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">写真 浄水場洗砂処理水の導水の様子 (出典:平成19年度 水流説明キャラバン資料より)</p>

支川・水路・湧水における水量確保施策の事例 3	
施策名	根川緑道整備(高度処理水の導水)
実施行政団体	立川市
概要	<p>立川市を流れる根川緑道では、平成3年に建設省の下水道水の有効利用・アクアパークモデル事業の指定を受け、立川市錦町下水処理場より、無色・無臭の高度処理水を1日2,700m³流せることとなり、平成4年から平成8年の5ヶ年で根川緑道の全面改修工事を行ないました。</p> <p>現在は、豊富な高度処理水を用いて小川や水辺を再現し、かつての根川に生息していた魚や水生生物が棲める環境を作る工夫を行なっています。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">写真 根川緑道 (出典:平成19年度 水流説明キャラバン資料より)</p>

支川・水路・湧水における水量確保施策の事例 4	
施策名	湧水量調査結果を基にした湧出機構検討の例(日野市東光寺湧水の場合)
実行政政団体	日野市、京浜河川事務所
概要	<p>日野市では、8 箇所の湧水地点(月2回計測)、13 箇所の地下水位(月2回計測)の調査を継続的に実施しています。</p> <p>ここでは、日野市より提供されたデータを受けて、京浜河川事務所で行った湧水の湧出機構検討結果概要を示します(東光寺湧水地点)。</p> <p>【使用データ】 東光寺湧水地点湧水量データ、近傍地下水位データ(大坂上中学校)、雨量データ(アメダス八王子)</p> <p>【データの考察】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 湧水量と降水量の相関が高く、降雨の影響が強いことが予測される。 ➤ 地下水位は経年的に安定しているが、変動幅が大きい(最大・最小差 8m)。 ➤ 湧水量と地下水位の相関も高く、地下水位が約 92m 以下になると、湧水が涸渇・微小傾向にある。 ➤ 月降雨量が 100mm 以下の月に湧水量が涸渇・微小傾向にある。 <p>【考察結果から想定される東光寺湧水の特徴】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 湧水量の変動幅が大きく(地下水に起因)、涸渇回数も他地点の湧水と比較して多い傾向にある。 ➤ 降雨との応答性が高いことから、涵養域に浸透施設を設置した場合の湧水回復効果が高いことが期待される。 ➤ 湧水の涸渇を示す指標(地下水位 92m、月降雨量 100mm)設定の可能性が示唆され、今後の湧水量モニタリングに活用が可能と考えられる。 <p>【アウトプット例】</p> <p style="text-align: center;">図 湧水量と地下水位の経年変化</p> <p style="text-align: center;">図 湧水量と地下水位の関係</p> <p style="text-align: center;">図 降水量と地下水位の関係</p>